

事務連絡
令和5年7月13日

建設業者団体の長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局
建設業課 建設業技術企画室長

ストックヤード運営事業者登録制度の活用及び周知のお願い

日頃より、建設業行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、不法・危険盛土等の発生を防止するため、建設発生土の適正利用等を徹底する観点から、資源有効利用促進法の省政令改正により、元請業者に搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出後の土砂受領書の確認などが義務づけられています。

令和6年6月からは、ストックヤードへ搬出した場合においても最終の搬出先まで確認を行うことが義務づけられることとなります。

そこで、工事の発注者や工事を請け負う業者の方々に、登録ストックヤード（ストックヤード運営事業者登録制度により登録されたストックヤード）を使えば、最終搬出先までの確認が不要になることより、登録ストックヤードの活用や普段からお取引のあるストックヤード事業者の皆様に登録制度を紹介いただくようお願いいたします。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の本制度に関する建設業者等に対して周知いただきますようお願い申し上げます。

<添付資料>

○元請業者向けチラシ

令和6年6月より建設発生土の搬出先の確認が最終搬出先まで義務づけられます！
～ストックヤード運営事業者登録制度を活用ください～

○ストックヤード事業者向けチラシ

「ストックヤード運営事業者登録制度」を知っていますか？